

次のような場合は、税務課へ届出が必要です

☎税務課課税係 ☎282-1114

●家屋を新築・増築したとき

家屋（車庫や物置など小さい家屋を含む）を新・増築すると、翌年度から固定資産税が課税されます。固定資産税額の基礎となる評価額を算出するために、契約書や平面図などの書類を確認し、実際に建物の内外（間取りや屋根、外壁、内装など）の調査を行い、固定資産税額の決定をします。重要な調査となりますので、必ず届出をお願いします。なお、後になって分かった場合、新築・増築された年の翌年度までさかのぼって課税することになります。

●家屋の取壊しをしたとき

家屋の全部または、一部を取り壊した場合には、「家屋滅失届」の提出が必要です。年度途中に取り壊した家屋については、床面積の大小にかかわらず必ず届出をしてください。なお、固定資産税は1月1日現在の状況により課税されます。滅失届出のない場合や1月2日以後に家屋を取り壊した場合は、その年の固定資産税は納めていただくことになりますので、ご注意ください。また、登記建物の場合は、別途、法務局で滅失登記の申請が必要になります。（登記があるかどうかは、法務局にて確認が必要です。）未登記建物の場合は、提出された「家屋滅失届」をもとに税務課職員が現地確認を行い、翌年度の課税対象から除きます。

●未登記家屋の所有者を変更したとき

未登記家屋の所有者が変更となった場合（売買、相続、贈与など）をした場合には、「未登記建物の所有者変更届」を必要書類とともに提出していただく必要があります。

登記のある家屋と未登記の家屋が混在している場合、提出を忘れる人が多いため、ご注意ください。

必要書類

◆売買等の場合

- ①譲渡証明書・売買契約書等の写し
- ②新・旧所有者両者の実印を押印した未登記建物の所有者変更届
- ③新・旧所有者両者の印鑑登録証明

◆相続の場合

- ①相続人すべての続柄がわかる戸籍謄本
- ②相続人全員の同意書
- ③新所有者の実印を押印した、未登記建物の所有者変更届
- ④相続人（新所有者）の印鑑登録証明

※太陽光発電設備を設置した場合は、固定資産税（家屋または、償却資産）の対象になります。償却資産になるものについては申告が必要になりますので、税務課までお問い合わせください。

臨時福祉給付金の受付は9月1日からです

☎福祉課社会福祉係 ☎282-1342



カクニンジャ

9月1日から「臨時福祉給付金」の申請受付を開始します。12月28日頃までの受付となります。

「臨時福祉給付金」は、消費税の引き上げに伴い、所得の低い人への負担の影響を考慮して支給されるものです。御船町では対象者に、8月中に申請書を郵送します。申請先は、平成27年1月1日に住民登録している市区町村になります。

7月と8月は「愛の血液助け合い運動」期間です

☎健康づくり支援課健康推進係 ☎282-1602

※献血カードをお持ちの人は、持参してください。献血カードをお持ちでない人は、受付時に本人確認を行いますので、免許証や保険証などを持参してください。



けんけつちゃん

夏場は長期の休みや暑さにより、献血者が減少することが心配されます。みんなで、献血の輪を広げましょう！御船町では次の日程で、400mlの献血を実施します。ぜひ、ご協力をお願いします。

●期日 8月26日（日）

●場所（時間）

① 役場1階ロビー（9時30分～12時）

② ホームワイド御船店駐車場（13時45分～16時）

●対象者 17歳（女性は18歳）～69歳の人で、体重50kg以上の人。ただし、65歳以上の人については、60～64歳の間に献血された人に限ります。

「家庭の日」推進メッセージ作品を募集

☎社会教育課社会教育係 ☎282-0888

町教育委員会と町青少年健全育成町民会議では、温かく明るい家庭づくりを呼びかける「家庭の日」推進メッセージ作品を募集中です。入賞作品は町カルチャーセンターで展示を行い、入賞者には賞状および図書券を贈呈します。

●応募資格

- ・町内に通学している小学校・中学校・高等学校の児童や生徒
- ・町内在住または町内に勤務する人

●応募内容（作品は各部門一人一点まで）

- ・絵画の部（小・中学生対象）
八つ切り画用紙（38cm×27cm）
縦横自由
- ・標語の部 字数は15字前後
- ・作文の部 400字詰め原稿用紙4枚以内

●応募期限 10月1日（日）

●提出先

社会教育課社会教育係（カルチャーセンター内）

熊本県近代和風建築総合調査についてご協力をお願い

☎社会教育課社会教育係 ☎282-0888

県では今年から2年間かけて、主として明治以降に建てられた和風建築を調査しています。みなさんのお宅や地域を、調査員（主に熊本県建築士会の会員）がお

たずねしますので、ぜひ調査にご協力をお願いします。なお、この調査に関係して、調査員や町担当者以外の人がお宅を訪問することはありません。

町営住宅の入居者を募集します

☎建設課維持管理係 ☎282-1312

町営住宅への入居希望者は、受付期間内に申込書を役場建設課維持管理係まで提出してください。

※申込書は同係に用意してあります。

●入居資格

- ①住宅に困窮している人
- ②収入基準に該当する人
- ③現在、同居しているか、同居しようとする親族がある人 ※60歳以上であれば単身入居可
- ④税金を滞納していない人
- ⑤暴力団関係者でないこと

●受付期間

8月17日（日）～9月4日（金）

●入居予定

平成27年10月上旬以降

●入居団地

中原団地（辺田見）2戸程度
玉虫団地（滝尾）2戸程度

●入居者の決定

入居資格①～⑤に該当する申込者を審査し、公開抽選で決定します。